

新労務単価等の運用に係る特例措置について

1 措置の内容

「令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価」及び「令和6年度設計業務委託等技術者単価」（以下、「新労務単価等」という。）の決定に伴い、令和6年3月1日以降に契約を締結する工事又は委託業務のうち、「令和5年3月から適用した公共工事設計労務単価」及び「令和5年度設計業務委託等技術者単価」（以下、「旧労務単価等」という。）を適用して予定価格を積算した契約について、発注者から受注者に対し、新労務単価等に基づく契約に変更するための協議を行う。

2 対象案件

令和6年3月1日以降に契約を締結する工事又は業務委託のうち、旧労務単価等を適用して予定価格を積算しているもの。

3 契約金額の変更

変更後の契約金額については、次の方式により算出する。

変更後の契約金額＝新労務単価等で積算された予定価格×当初契約の落札率

4 変更協議の期間

協議書を通知した日を協議開始の日とし、協議開始日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が契約金額の変更額を定め、受注者に通知する。